

(社)岡山県建築士会の 今後のあり方について(答申)

平成22年11月5日 (暫定版101105) (概要版)

(社)岡山県建築士会 岡山士会のあり方等検討特別委員会

これからの岡山県建築士会の進むべき方向を検討するため、「岡山士会のあり方等検討特別委員会」が組織され、平成22年7月1日に会長から今後のあり方についての諮問を受けました。

本答申は、これまで4回の委員会で議論を重ねたものであり、取りまとめの作業は作業部会員の皆様にお世話になりました。

答申は、本会の現状と課題を踏まえつつ、将来のあるべき姿について検討し、現時点で望まれる組織・運営改革の基本的な方向性と枠組みを示したものです。今後、改革の実施に伴う諸課題の解決については、会員の皆様の理解と協力を得ながら、確実に改革が推進されることを期待します。

この答申は、平成22年11月5日に会長に答申した後、
11月10日 諮問会議
11月16日 常任理事会
11月25日 理事会
にて、承認いただきました。

まず、今後の予定につきましては・・・

平成25年11月30日までに新法人に移行、認可を受けるための県の審査期間、申請後に認可申請書の修正等の指摘を受けた場合の対応等を考慮すれば、遅くとも平成24年度前半までには新法人の認可申請をすべきです。

一方で、平成24年5月に本会は設立60周年を迎えることとなり、その際に新法人としてスタートを切ることとは、形としては大変美しいことですが、新法人への認可申請のためには、諸規定の改正、役員構成の決定、会計システムの変更等、さまざまな意思決定や作業が待ち受けており、現実的には不可能と考えます。

したがって、平成23年度の総会において、移行する新法人の方向性を決定した上で、1年間かけて準備をして、平成24年度の総会において、定款の改正案等の決定をし、認可申請というスケジュールを提案します。

次に、望まれる法人形態につきましては・・・

「一般社団法人」を選択し、新公益法人制度の運用のされ方や新法人(公益または一般)が社会からどのように認識されるのか等をしばらく調査した方が良く提案します。

ただし、定款に定める目的の「建築文化の進展及び公共の福祉の増進に寄与し、広く社会に貢献すること」にはかわりなく、新公益法人制度の社会での運用状況を考慮しながら、今後公益社団法人を目指すこともあり得ます。

また、検討委員会において、作業部会作成の「平成21年度会計を基にした公益認定基準適合性検討計算書(収支計算書)」を確認した結果では、公益事業比率が公益法人基準の50%を大きく超えないため、客観的に無理なく選択できる一般法人を選択することになりました。

以上、要点のみの御紹介になりますが、詳細につきましては、下の暫定概要版の答申をご覧くださいと思います。

最後に、答申案作成にあたりましては、あり方委員会の委員各位、また、実作業を担当いただきました作業部会各位に感謝申し上げます。
ありがとうございました。
(委員長 新谷雅之)

現状・課題	新法人への移行	本会の将来像に関する基本方針	
<p>1 減少つづく会員数 ●昭和50年 3,965名(ピーク)→平成22年 1,608名 ●有資格者に対する組織率 10%程度(推定) ●会員数の減少 → 組織の活力を大きく減退させる</p> <p>2 組織構成と運営 (1)本部・支部 ●本部と支部の役割分担及び密接な連携が、十分に機能しているとは言い難い ●岡山地区に支部がない ●社会情勢の変化や会員減少による人材不足等のため健全な活動に支障を来している支部がある</p> <p>(2)部会・委員会 ①部会 ●現在の3部会は、本会の主要な推進力となり、多くの成果を残して来た ●時代の変化に合わせ、その枠組や活動内容の検討が必要 ・年齢構成 ・活動テーマ 等</p> <p>②委員会 ●委員会により、活動密度に差が見られる ●委員会の活動内容が会員に見えていない ●活動実態のない委員や本人の資質と活動内容が合わない者がいる</p> <p>③その他 ●役員構成・事務局体制等については、新法人へ移行後のガバナンス、事務量等を検討の上、今後決定</p>	<p>1 適正な法人形態 本会は、一般社団法人を選択 =会員サービスも自由にできる! → 会員増強</p> <p>●理由 ①公益社団法人を選択すると、認定基準にこだわりすぎて、活動が不自由になる不安がぬぐえない ②現状では公益認定基準や認定後の運営が予測できない ●制度の運営のされ方や新法人(公益又は一般)が社会からどのように認識されるか等を調査 ●今後、公益認定を目指すこともある</p> <p>2 移行体制の構築 移行期限は、平成25年11月30日 (申請後の県の審査期間・修正等の対応を考慮すると) ●平成23年の総会で、移行する新法人の方向性を決定(1年間かけて準備) ●平成24年度の総会で、定款の改正等を決定 ●平成24年度前半に、一般社団法人の認可申請</p> <p>3 移行申請手続きの準備 (膨大な作業のため、複数のチームで準備)</p> <p>(1)新会計システム導入チーム ●平成23年度から新会計システム導入するため、早急に準備 ●チーム構成は、事務局主体 ●外部専門家のバックアップは欠かせない ●本部会計と支部会計を一体化するシステムも同時に構築(平成23年度から試行)</p> <p>(2)認可申請書作成チーム ●平成23年度中に作成し、平成24年度総会后すぐに申請 ●検討内容 ・公益目的財産額の算定 ・実施事業の検討 等 ・公益目的支出計画の作成 等 ●公認会計士等のアドバイスが必要</p> <p>(3)諸規定検討チーム ●新法人における定款をはじめとする諸規定を作成 ●職員に関する規定も同時に検討</p> <p>(4)ガバナンス検討チーム ●本会の根幹をなすところで最も重要 ●検討内容 ・組織構成 ・役員数 ・役員構成 ・内部監査体制 等</p>	<p>1 本会のビジョン 一般社団法人としてチャレンジ</p> <p>Vision(目的は何か?) 1 建築士の社会的信頼向上 2 建築士としての職能を活かした社会貢献 3 建築士の知識の向上・資質の向上 4 建築士同士の交流・ネットワークの形成</p> <p>2 組織構成と運営のあり方 ●建築士会活動の原点は、地域に密着した活動 ●県内全域を支部で構成し、それをまとめるのが事務局</p> <p>(1)本部・支部 ●支部活動に軸足を置いた運営のあり方を構築 ●活動しやすい会員数・地域の範囲・事業規模等を勘案し、現在の10支部を再構成 ●岡山地区は、数支部に分割 ●本部と支部の役割分担・連携方法の明確化 → 支部同士の連携につながる</p> <p>(2)部会・委員会 ①部会 ●硬直化を避け、時代の要請に対応できる柔軟性が必要 ●青年部会・女性部会は、枠組や運営を見直しながらも存続 ●地域づくりフォーラム21は、発展的解散も視野に入れ、活動内容を見直す ●社会の関心の高いテーマ(環境・安全等)の部会の新設 → 社会的認知の促進・社会貢献 → 会員増強</p> <p>②委員会 ●活動実態に合わせ統廃合 ●義務的活動を行う委員会から、主体的活動を行う部会への移行も検討 ●情報共有、情報発信に工夫する ●委員選定のシステム構築</p> <p>③役員・事務局等 ●新法人への移行等を考慮しながら、慎重に検討</p>	<p>1 会員サービス → 会員増強 2 会員増強 → 社会貢献</p> <p>Vision達成のための活動 1 地域貢献・地域に密着した活動 4 次世代の育成 → 青年部会 2 地域密着 → 支部活動 5 会員サービス・親睦・結束 3 講習会・見学会・研修等の開催 6 継続能力開発 CPD</p> <p>●社会情勢等の変化に柔軟に対応できるシステムの構築が必要</p> <p>(3)会員構成と会員増強等のあり方 ●すべての会員が活動に携われるシステムはないか ●会員が本会の活動内容を十分認識するための情報発信システムはないか ●(仮称)学生会員の創設 ●賛助会員にメリットがある事業の創設</p> <p>(4)事業計画と実施のあり方 ●誰もが参加可能な、多様な職種・年齢層を対象とした事業の実施 ●建築関係団体と調整の上、効率的な事業の実施 ●一般社会向けの事業の創出、情報発信が必要 ●支部・本会・委員会・部会が連携の上、地域の課題に対応できる体制の構築 ●情報の受発信を総合的に管理 ●専攻建築士制度・CPD制度と「まちづくり人材派遣事業」とをリンクさせながら、外部にアピール ●建築士としての人格形成、後継者の育成も青年部会の大事な役割 ●各種事業の評価・検証システムの構築が必要 → 次の事業につながる</p> <p>(5)その他 ●本部事務所の機能強化により、支部運営を支援 ●将来的には、関係団体と協力し、情報センターのような拠点を持つことも考えられる</p>
<p>3 事業計画と実施 ●現在の事業内容が、設計事務所の建築士等を対象にしたものとなっていることが、会員の減少や社会への認知が進まない理由のひとつ ●収支だけでなく、会員増強や社会へのPR等を総合的に勘案して事業計画を立てる必要がある</p> <p>【参考】本会を取り巻く制度改革の動向 ●平成17年 構造強度偽装事件 → 構造計算適合性判定の導入 → 定期講習の義務付け → 構造・設備一級建築士の導入 ➡ こうした機会を本会の活性化の好機と捉える ●平成20年12月1日 新公益法人三法施行 ↓ 5年以内に新法人への移行を迫られている</p>		<p>今後の進め方</p> <p>(1)組織・事業 ●スケジュールを明確にして改革を実施していかないと、実現しない</p> <p>(2)事務局体制等 ●事務局の体制は重要な事項。新法人移行後の事務量等を想定し、慎重な検討を要する</p> <p>(3)その他 ●改革に当たって「本会のことは、会員全員で考える。継続的に考える。」という姿勢が大切</p>	